

印紙税額一覧表（抄）

令和元年5月現在

文書の種類	印紙税額（1通又は1冊につき）	主な非課税文書
<p>1 不動産・鉱業権・無体財産権・船舶若しくは航空機又は當業の讓渡に関する契約書 (注) 無体財産権とは、特許権・実用新案権、商標権、著作権等の権利を譲り受けたもの。育成者権、商号及び著作権をいいます。 (例) 不動産売買契約書、不動産交換契約書、 2 土地権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書 (例) 土地貢賃貸契約書、土地賃料変更契約書 3 消費税に関する契約書 (例) 金銭併用取扱書、金銭消費貸借契約書など 4 運送に関する契約書 (注) 運送に関する契約書には、用船契約書を含み、乗車券、乗船券、航空券及び運送状は含まれません。 (例) 運送契約書、貨物運送引受け書など</p>	<p>記載された契約金額が 1万円以上 10万円以下のもの 200円 10万円を超える 50万円以下のもの 400円 50万円を超える 100万円以下のもの 7千円 100万円を超える 500万円以下のもの 2千円 500万円を超える 1千万円以下のもの 1万円 1千万円を超える 5千万円以下のもの 2万円 5千万円を超える 1億円以下のもの 6万円 1億円を超える 5億円以下のもの 10万円 5億円を超える 10億円以下のもの 20万円 10億円を超える 50億円以下のもの 40万円 50億円を超えるもの 60万円</p> <p>契約金額の記載のないもの 200円</p>	<p>記載された契約金額が 1万円未満のもの 200円 200円未満のもの 400円 400円未満のもの 7千円 7千円未満のもの 1万円 1万円未満のもの 2万円 2万円未満のもの 6万円 6万円未満のもの 10万円 10万円未満のもの 20万円 20万円未満のもの 40万円 40万円未満のもの 60万円</p>
<p>上記の1に該当する「不動産の譲渡に関する契約書」のうち、平成9年4月1日から令和2年3月31日までの間に作成されるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。 (注) 契約金額の記載のないものの印紙税額は、本則どおり200円となります。</p>	<p>【平成26年4月1日～令和2年3月31日】 記載された契約金額が 1万円以上 50万円以下のもの 200円 50万円を超える 100万円以下のもの 500円 100万円を超える 500万円以下のもの 1千円 500万円を超える 1千万円以下のもの 5千円 1千万円を超える 5千万円以下のもの 1万円 5千万円を超える 1億円以下のもの 3万円 1億円を超える 5億円以下のもの 6万円 5億円を超える 10億円以下のもの 16万円 10億円を超える 50億円以下のもの 32万円 50億円を超えるもの 48万円</p> <p>【平成9年4月1日～平成26年3月31日】 記載された契約金額が 1万円を超える 5千万円以下のもの 1万5千円 5千万円を超える 1億円以下のもの 4万5千円 1億円を超える 5億円以下のもの 8万円 5億円を超える 10億円以下のもの 18万円 10億円を超える 50億円以下のもの 36万円 50億円を超えるもの 54万円</p>	
<p>請負に関する契約書 (注) 請負には、職業野球の選手、映画(演劇)の俳優(監督・演出家・プロデューサー)、プロボクサー、プロレスラー、音楽家、舞踊家、テレビジョン放送の演技者(演出家、プロデューサー)が、その者としての役務の提供を約することを内容とする契約を含みます。 (例) 工事請負契約書、工事注文請書、物品加工工事請負契約書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など</p>	<p>記載された契約金額が 1万円以上 100万円以下のもの 200円 100万円を超える 200万円以下のもの 400円 200万円を超える 300万円以下のもの 1千円 300万円を超える 500万円以下のもの 2千円 500万円を超える 1千万円以下のもの 1万円 1千万円を超える 5千万円以下のもの 2万円 5千万円を超える 1億円以下のもの 4万円 1億円を超える 5億円以下のもの 10万円 5億円を超える 10億円以下のもの 20万円 10億円を超える 50億円以下のもの 40万円 50億円を超えるもの 60万円</p> <p>契約金額の記載のないもの 200円</p>	
<p>上記の「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に係つて作成されるもので、平成9年4月1日から令和2年3月31日までの間に作成されるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。 (注) 契約金額の記載のないものの印紙税額は、本則どおり200円となります。</p>	<p>【平成26年4月1日～令和2年3月31日】 記載された契約金額が 1万円以上 200万円以下のもの 200円 200万円を超える 300万円以下のもの 500円 300万円を超える 500万円以下のもの 1千円 500万円を超える 1千万円以下のもの 5千円 1千万円を超える 5千万円以下のもの 1万円 5千万円を超える 1億円以下のもの 3万円 1億円を超える 5億円以下のもの 6万円 5億円を超える 10億円以下のもの 16万円 10億円を超える 50億円以下のもの 32万円 50億円を超えるもの 48万円</p> <p>【平成9年4月1日～平成26年3月31日】 記載された契約金額が 1万円を超える 5千万円以下のもの 1万5千円 5千万円を超える 1億円以下のもの 4万5千円 1億円を超える 5億円以下のもの 8万円 5億円を超える 10億円以下のもの 18万円 10億円を超える 50億円以下のもの 36万円 50億円を超えるもの 54万円</p>	
<p>1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書 (注) 1万円未満のものは、取扱額を算定することによる対価、資産を使用させることによる権利を設定することを含みます。 による対価及び役務を提供することによる報酬をいい、手付けを含みます。 2 株券等の譲渡代金、保険料、公社債及び預貯金の利息などは売上代金か支拂金ではありません。 (例) 商品販売代金の受取書、不動産の賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など</p>	<p>記載された受取金額が 100万円以下のもの 200円 100万円を超える 200万円以下のもの 400円 200万円を超える 300万円以下のもの 600円 300万円を超える 500万円以下のもの 1千円 500万円を超える 1千万円以下のもの 2千円 1千万円を超える 2千万円以下のもの 4千円 2千万円を超える 3千万円以下のもの 6千円 3千万円を超える 5千万円以下のもの 1万円 5千万円を超える 1亿円以下のもの 2万円 1亿円を超える 2億円以下のもの 4万円 2億円を超える 3億円以下のもの 6万円 3億円を超える 5億円以下のもの 10万円 5億円を超える 10億円以下のもの 15万円 10億円を超えるもの 20万円</p> <p>受取金額の記載のないもの 200円</p>	<p>次の受取書は非課税 1記載された受取金額が5万円未満のもの 2商業に関しないもの 3有価証券、預貯金証書など特定の受取書 ※平成26年3月31日までに作成されたものについては、記載された受取金額が、3万円未満のものが非課税とされていました。</p>
<p>2 売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書 (例) 保険料の受取書、保険金の受取書、損害賠償金の受取書、返還金の受取書など</p>		